

# 環境影響評価技術指針

〔参考資料〕

平成29年6月

大 阪 市

# 目 次

## 〔参考資料〕

- 〔参考 - 1〕環境影響評価項目選定の基本的考え方
- 〔参考 - 2〕環境影響評価を実施する地域の決定にあたっての留意事項
- 〔参考 - 3〕地域の概況調査項目
- 〔参考 - 4〕環境影響要因と環境影響評価項目の関係
- 〔参考 - 5〕調査結果の記載例
- 〔参考 - 6〕短期調査結果（大気質）の記載例
- 〔参考 - 7〕大規模建築物に係る環境影響評価方法書の作成要領
- 〔参考 - 8〕環境影響評価図書等の提出様式

## 〔参考 - 1〕 環境影響評価項目選定の基本的考え方

環境影響評価項目としての選定は、対象事業の実施が次の事項に該当するかをもって判断することを基本とする。

### 1 大気質

- (1) 対象事業に伴い排出される大気汚染物質、又は対象事業の実施に伴う土地利用・自動車利用等から排出される大気汚染物質により、大気質への影響が考えられる場合
- (2) 対象事業に係る建設工事において、建設機械の稼働又は工事用車両の走行等により、大気質への影響が考えられる場合

### 2 水質・底質

- (1) 対象事業に伴う排水を公共用水域へ排出することにより、水質・底質への影響が考えられる場合
- (2) 対象事業の実施後の土地利用等により、排水を公共用水域へ排出する場合
- (3) 埋立等に伴う流況の変化や底質の改変などにより、水質・底質への影響が考えられる場合
- (4) 対象事業に係る建設工事、しゅんせつ等により、水質・底質への影響が考えられる場合

### 3 地下水

- (1) 土地の履歴調査の結果、対象事業の計画地に汚染された地下水の存在が考えられる場合
- (2) 対象事業に伴い排出される物質により、地下水への影響が考えられる場合

### 4 土 壤

- (1) 土地の履歴調査の結果、対象事業の計画地に汚染された土壌の存在が考えられる場合
- (2) 対象事業に伴い排出される物質により、土壌への影響が考えられる場合

### 5 騒 音

- (1) 対象事業の実施及び事業実施後の土地利用等により、騒音の発生が考えられる場合
- (2) 対象事業に係る建設工事において、建設機械の稼働又は工事用車両の走行等により、騒音の発生が考えられる場合

### 6 振 動

- (1) 対象事業の実施及び事業実施後の土地利用等により、振動の発生が考えられる場合
- (2) 対象事業に係る建設工事において、建設機械の稼働又は工事用車両の走行等により、振動の発生が考えられる場合

### 7 低周波音

- (1) 対象事業の実施及び事業実施後の土地利用等により、低周波音の発生が考えられる場合
- (2) 対象事業に係る建設工事において、建設機械の稼働又は工事用車両の走行等により、低周波音の発生が考えられる場合

### 8 地盤沈下

- (1) 対象事業に係る建設工事に伴う地下水の揚水（工事に伴う湧出水の排水を含む。）等により、地下水位が低下し、地盤への影響が考えられる場合

- (2) 対象事業に係る施設における地下水の揚水等により地下水位が低下し、地盤への影響が考えられる場合

## 9 悪臭

- (1) 対象事業又は対象事業の実施後の土地利用等に伴い、悪臭・臭気（排出水からの臭気を含む。）の発生が考えられる場合  
(2) 対象事業に係る建設工事から、悪臭・臭気の発生が考えられる場合

## 10 日照障害

対象事業の事業計画において、中高層建築物、高架道路、高架鉄道、塔などの構造物の建設計画があり、かつ、事業計画地の周辺の土地利用状況から見て、日照に影響を及ぼすことが考えられる場合

## 11 電波障害

対象事業の事業計画において、中高層建築物、高架道路、高架鉄道、橋梁、架空線、飛行場、ヘリポートなどの建設計画があり、かつ、事業計画地の周辺の土地利用状況等から見て、テレビ電波の受信状況に影響を及ぼすことが考えられる場合

## 12 廃棄物・残土

- (1) 対象事業の実施又は対象事業の実施後の土地利用に伴い、廃棄物の発生が考えられる場合  
(2) 対象事業に係る整地工事・建設工事等から、廃棄物・残土の発生が考えられる場合

## 13 地球環境

対象事業の実施又は対象事業の実施後の土地利用に伴い、大量のエネルギー等の利用やオゾン層破壊物質の使用が考えられる場合

## 14 気象（風害を含む）

対象事業の事業計画に大規模建築物の建築計画等があり、かつ、事業計画地の周辺の土地利用状況等から見て、局地的な風向風速に変化をもたらすことが考えられる場合

## 15 地象

対象事業の事業計画に切土、盛土、埋立、掘削、建築物の設置、トンネル工事等があり、地形・地質及び土地の安定性に影響を及ぼすことが考えられる場合

## 16 水象

対象事業の実施が次の行為を伴う場合

- ・施設から河川等への排出水の排出により、河川流量に変化をもたらす場合
- ・埋立、構造物の設置及び取水口・排水口の設置等により、海水、河川水の流向・流速等に変化をもたらす場合

## 17 動物

対象事業の実施により、陸域動物、海域動物及びその生息・生育環境に影響を及ぼすことが考えられる場合

## 18 植 物

- (1) 対象事業の実施により、陸生植物、水生植物及びその生育環境に影響を及ぼすことが考えられる場合
- (2) 対象事業が緑地のある場所で実施される場合、及び対象事業の実施に伴い緑地が整備される場合

## 19 生態系

対象事業の実施により、生態系に影響を及ぼすことが考えられる場合

## 20 景 観

対象事業の実施により、眺望の変化や景観上の特性への変化が考えられる場合

## 21 自然とのふれあい活動の場

- (1) 対象事業の実施が、レクリエーション施設等の消滅や改変をもたらす場合
- (2) 対象事業に起因する環境影響が、レクリエーション施設等に影響を及ぼすことが考えられる場合

## 22 文化財

対象事業の実施に伴う掘削・盛土等の土地の改変及び施設等を建設することにより、有形の文化財又は埋蔵文化財包蔵地に影響を及ぼすことが考えられる場合

### 〔参考 - 2〕 環境影響評価を実施する地域の決定にあたっての留意事項

環境影響評価を実施する地域の基本的な考え方は次のとおりであり、この内容を参考に地域を決定すること。

#### 高煙突を設置する事業

対象事業を実施する区域及び年平均値の予測において、最大着地濃度とほぼ同程度の濃度が出現する区域を原則とする。

#### 道路建設、鉄道の建設

道路、線路の両側の概ね300mの地域が属する区域

#### 飛行場の建設

対象事業を実施する区域及び航空機等の通過する地域のうち、影響が考えられる区域

#### ～ 以外の事業

対象事業を実施する区域を原則とする。

- ・ ~ の考え方で該当する区域以外の地域において、対象事業に伴う自動車の走行等により環境影響が考えられる場合は、その地域が属する区域についても含めることが望ましい。
- ・ 対象事業が複数の事業の規模要件に該当する場合は、該当する区域が広くなる方を採用すること。
- ・ 環境影響評価を実施する地域に隣接市が含まれることが考えられる場合は、事業者は大阪市と協議すること。

〔参考 - 3〕 地域の概況調査項目

区 分	項 目	調 査 項 目
社会経済	人 口	昼間人口、夜間人口、産業別就業人口
	産 業	産業分類別事業所数、用水量、燃料使用量、工業出荷額等
	交 通	道路の位置・形態及び交通量、鉄道路線と乗車人員、海上交通
	土地利用	都市計画上の用途地域（図面も含む）、土地利用の現況 事業計画地周辺の住宅、学校、病院、高層住宅の分布等
	水 域	水面の利用状況、水域の利用状況、水道水の取水源の状況等
生 活 環 境		<p>(1) 大気質・水質・騒音等の項目 「大阪市環境白書」等をもとに、事業計画地周辺における各項目の概況（環境濃度、騒音レベル、環境基準の達成状況、苦情の発生状況等）を整理すること。</p> <p>(2) (1)以外の項目 日照障害 建築関係法令・条例等の概要 廃棄物 大阪府域における一般廃棄物、産業廃棄物の排出及び処理の状況 景観 事業計画地周辺において良好な景観を構成する要素の概要、事業計画地周辺における風致地区の指定状況等 地球環境 大阪府域における二酸化炭素排出量及び濃度</p>
自 然 環 境		<p>次の事項を整理すること。</p> <p>(1) 気象、地象、水象 事業計画地周辺におけるこれらの事象の概要</p> <p>(2) 動物、植物、水生生物 事業計画地周辺における貴重種の生息・生育状況、自然環境保全地域及び鳥獣保護区の指定状況等</p> <p>(3) レクリエーション資源 事業計画地周辺のレクリエーション施設の分布状況</p>
社会的文化的環境		文化財 事業計画地周辺における文化財の分布状況、及び埋蔵文化財包蔵地の状況
環 境 基 準 等		選定した環境影響評価項目（細項目）について、環境基準、各種計画の目標等を記載すること。









○ 交通量等に係る現地調査結果の記載例

8 車種分類の交通量等測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

時間帯	1 時間 交通量 ( 台 / 時 )									平均速度 (km/h)
	軽乗用	乗用	バス	軽貨物	小型貨物	貨客	普通貨物	特種	合計	
0 - 1時										
1 - 2時										
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
23 - 0時										
合 計										

○ 水質汚濁に係る現地調査結果の記載例

1 河川水質の年間測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

単位：pH以外はmg/L

調査地点	環境 基準 類型	水素イオン 濃度(pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)			浮遊物質 (SS)			溶存酸素 (DO)			全窒素 (T-N)		全リン (T-P)	
		最小~ 最大	m/n	最小~ 最大	平均	m/n	最小~ 最大	平均	m/n	最小~ 最大	平均	m/n	最小~ 最大	平均	最小~ 最大	平均

2 海域水質の年間測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

単位：pH以外はmg/L

調査地点	環境 基準 類型	水素イオン 濃度(pH)		化学的酸素要求量 (COD)			浮遊物質 (SS)			溶存酸素 (DO)			全窒素 (T-N)		全リン (T-P)	
		最小~ 最大	m/n	最小~ 最大	平均	m/n	最小~ 最大	平均	m/n	最小~ 最大	平均	m/n	最小~ 最大	平均	最小~ 最大	平均
	表層 底層 平均															

3 海域底質の測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

調査地点	水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要求量 (COD)	硫化物	酸化還元電位	強熱減量	全窒素 (T-N)	無機性窒素	全リン (T-P)	無機性 リン

○ 騒音・振動に係る現地調査結果の記載例

1 環境騒音及び環境振動の測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

調査地点	用途地域	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル (Leq) [dB]		騒音レベル (L50) [dB]		騒音レベル (L5) [dB]		振動レベル (L10) [dB]	
				最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均	最小~最大	平均
			日間 夜間								

2 道路交通騒音及び道路交通振動の測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

調査地点 (道路名)	用途地域	地域の類型	時間区分	等価騒音レベル (Leq) [dB]		騒音レベル (L50) [dB]		振動レベル (L10) [dB]	
				最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
			昼間 夜間						

○ 悪臭に係る現地調査結果の記載例

調査日時： 年 月 日 時

気象条件：風向・風速、気温等

調査の実施者（法人名）：

臭気指数 及び特定悪臭 物質名等	調査地点		調査地点		調査地点		調査地点		調査対象の稼働状況等
	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	
臭気指数 アニア 灯油カガク ：	：	：	：	：	：	：	：	：	

○ 土壌汚染に係る現地調査結果の記載例

調査日： 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

汚染物質名	調査地点		調査地点		調査地点		調査地点		調査地点	
	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
カドミウム 全シアン ：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：

○ 電波障害に係る現地調査結果の記載例

調査期間： 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

調査地点	受信レベル (dB (μV))								総合画像評価								
	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	

○ 水象に係る現地調査結果の記載例

1 河川水象の測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

調査地点	気温・天候	水温	流量	透視度	臭気	色相	河川の状況・河川断面の形状

2 海域水象の測定結果

調査期間： 年 月 日～ 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

調査地点(水深)	流向	流速	水温	塩分	透視度	臭気	色相	潮の状況

○ 陸域動物、陸生植物に係る現地調査結果の記載例

調査期間： 年 月 日

調査の実施者（法人名）：

門・綱・目	科名	種名(学名)	密度又は現存量 (事業計画地) (周辺地域)
合計	科	種	

○ 海域動物等に係る現地調査結果の記載例

1 動物プランクトン、魚卵・稚仔の調査結果

調査の実施者（法人名）：

調査地点 調査層	出現状況		調査年月日	調査年月日	調査年月日	調査年月日	調査年月日
	種類数						
	細胞数 (個体数)	平均 範囲					
	主な出現種 組成比						
	生産量						

2 小型の底生生物の調査結果

調査の実施者（法人名）：

調査地点	出現状況		調査年月日	調査年月日	調査年月日	調査年月日	調査年月日
	種類数						
	個体数	平均 範囲					
	湿重量	平均 範囲					
	個体数 出現比率	軟体動物門 環形動物門 節足動物門 その他					
	主な出現種 組成比						

3 大型の底生生物、遊泳生物（魚卵・稚仔を除く）の調査結果

調査の実施者（法人名）：

調査地点	出現状況		調査年月日	調査年月日	調査年月日	調査年月日	調査年月日
	種類数						
	個体数	平均 範囲					
	湿重量	平均 範囲					
	個体数 出現比率	軟体動物門 環形動物門 節足動物門 その他					
	湿重量 組成比率	軟体動物門 環形動物門 節足動物門 その他					
	主な出現種 個体数組成比 湿重量組成比						





## 〔参考 - 7〕大規模建築物に係る環境影響評価方法書の作成要領

この作成要領は、大阪市環境影響評価条例施行規則別表第 1 第 8 項に規定する大規模建築物の新築の事業にのみ該当する事業を実施する場合に適用するものである。

施行規則別表第 1 第 8 項に規定する大規模建築物  
建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる延べ面積が100,000㎡以上で、  
かつ、同項第 6 号に掲げる建築物の高さが150m以上であるものに限る。

方法書は、事業計画、事業計画地の周囲の概況及び環境影響要因をもとにして設定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載したものであり、項目及び手法の確定に先立ち縦覧に供し、住民及び市長の環境の保全及び創造の見地からの意見を聴くことにより、準備書の作成等に必要な情報を可能な限り集約できるようにするためのものである。

方法書は、次の事項について記載することを基本とする。

### 1 事業者の氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

### 2 対象事業の名称、目的及び内容

#### (1) 対象事業の名称

#### (2) 事業の種類：建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業

#### (3) 事業の目的

#### (4) 事業の内容及び規模

事業の概要、事業の規模を記載すること。(規模が未定の場合は、想定される規模のうち最大となる場合を記載すること。)

#### (5) 事業計画

事業実施の背景

対象事業の計画の策定の経緯

土地利用計画、施設計画、交通計画、工事計画、関連事業の状況

事業開始予定時期(工事時期、施設等の利用開始時期等)

### 3 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

#### (1) 事業の実施予定場所(実施場所を地図上でも示すこと。)

#### (2) 事業の実施予定場所の周囲(実施予定場所が属する行政区及び事業が環境影響を及ぼすことが考えられる行政区)の概況(「表 1 地域の概況調査項目」を参照すること。)

### 4 事業計画に反映した環境配慮の内容

事業計画の策定の過程における環境配慮に係る検討の経緯及びその内容を表 2 - 1 の配慮項目及び事項(以下、「基本的な環境配慮事項」という。)を参照し整理すること。

表 2 - 1 (基本的な環境配慮事項)について、選定しなかった場合は、その理由を明らかにすること。

また、表 2 - 1 (基本的な環境配慮事項)に加えて、表 2 - 2 の事項も含め、事業者は自主的に環境配慮項目及び事項を設定することもできる。

なお、設定した環境配慮事項について、事業の規模、施設計画、工事計画等を具体化する段階で、必要に応じて複数案を比較するなどして具体的な環境配慮の内容を検討し、その結果を計画に反映すること。

## 5 対象事業に係る標準的な環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### (1) 環境影響評価項目及び環境影響要因

施設の存在・利用、建設工事中のそれぞれにおいて、表3-1及び3-2を参考に整理すること。

表3-1は標準的な環境影響評価項目及び環境影響要因を示したものであり、この標準的な項目等は、原則として予測・評価項目として選定するものであるが、環境影響要因がない場合や事業の実施場所・対象地域又は計画地周辺の土地利用状況及び環境状況によっては、選定しなくてもよい。

また、表3-2は、標準的な環境影響評価項目及び環境影響要因以外のものを示しており、事業計画、計画予定地及びその周辺の地域特性並びに環境特性等と表中の「判断根拠」に照らし、必要な場合は選定することとする。

表3-1のうち追加で選定した項目や、選定しなかった項目については、その選定した又は選定しなかった理由についても記載し、選定しなかった項目は、併せてその根拠も記載すること。

### (2) 環境影響評価の実施を予定している区域

環境影響評価項目（細目）ごとに、環境影響評価の実施を予定している地域を設定し記載すること。なお、事業を実施する行政区を原則とするが、対象事業に伴う自動車の走行等により影響が考えられる場合は、その地域が属する区域についても含めることが望ましい。

### (3) 調査、予測及び評価の手法

（「環境影響評価技術指針 第2章 各環境影響評価項目の調査・予測・評価」）を参考に、環境影響評価項目及び細項目について、調査、予測及び評価の手法を設定し記載すること。

調査について

「表4 調査方法」を参考に整理すること。

調査については、調査項目、調査地域、調査時期・頻度の他、既存資料調査の場合は資料名を、現地調査の場合は調査方法を記載し、併せて調査手法の選定理由も記載すること。

なお、調査地域については、できる限り調査地点・範囲を示す図面を添付すること。

予測について

「表5 予測方法」を参考に整理すること。

予測については、予測項目、予測事項、予測方法、予測範囲、予測時期を記載し、併せて予測手法の選定理由も記載すること。

評価について

「環境影響評価技術指針 第2章」を参照し、評価の考え方を整理すること。

## 6 対象事業の実施にあたっての環境の保全及び創造の考え方

事業にあたっての環境配慮の考え方については、次の項目ごとに可能な限り記載すること。

### (1) 工事計画

- ・工事中における環境配慮（低公害型の建設機械の利用等）の考え方
- ・工事用車両の走行ルートを選定、工事工程の調整等における環境配慮の考え方

### (2) 交通計画

- ・事業に伴い発生する自動車交通の発生抑制の考え方、低公害車等の導入の考え方等

### (3) 緑化計画

- ・緑地の配置の考え方等

### (4) 廃棄物に関する計画

- ・施設の利用に伴う廃棄物、建設工事に伴う廃棄物等について、発生抑制、再生利用等の考え方

### (5) 環境保全計画

大気質、騒音、ヒートアイランド、地球環境等について、事業の実施にあたっての環境保全の考え方（できる限り具体的に記載すること。）

### (6) 大阪市環境基本計画の推進

大阪市環境基本計画の推進のため、事業の実施にあたっての配慮の考え方

## 7 特定届出の種類

環境影響評価条例第15条第2項に規定する免許等又は特定届出が必要な場合は、その種類及び根拠となる法令を記載すること。



表1 地域の概況調査項目

区分	項目	調査項目
社会経済	人口	昼間人口、夜間人口、産業別就業人口
	産業	産業分類別事業所数、用水量、燃料使用量、工業出荷額等
	交通	道路の位置・形態及び交通量、鉄道路線と乗車人員、海上交通
	土地利用	都市計画上の用途地域(図面も含む)、土地利用の現況 事業計画地周辺の住宅、学校、病院、高層住宅の分布等
	水域	水面の利用状況、水域の利用状況、水道水の取水源の状況等
生活環境		<p>(1) 大気質・水質・騒音等の項目 「大阪市環境白書」等をもとに、事業計画地周辺における各項目の概況(環境濃度、騒音レベル、環境基準の達成状況、苦情の発生状況等)を整理すること。</p> <p>(2) (1)以外の項目 日照障害 建築関係法令・条例等の概要 廃棄物 大阪市域における一般廃棄物、産業廃棄物の排出及び処理の状況 景観 事業計画地周辺において良好な景観を構成する要素の概要、事業計画地周辺における風致地区の指定状況等 地球環境 大阪市域における二酸化炭素排出量等</p>
自然環境		<p>次の事項を整理すること。</p> <p>(1) 気象、地象、水象 事業計画地周辺におけるこれらの事象の概要</p> <p>(2) 動物、植物、水生生物 事業計画地周辺における貴重種の生息・生育状況、自然環境保全地域及び鳥獣保護区の指定状況等</p> <p>(3) レクリエーション資源 事業計画地周辺のレクリエーション施設の分布状況</p>
社会的文化的環境		<p>文化財 事業計画地周辺における指定・登録文化財の分布状況及び埋蔵文化財包蔵地の状況</p>
環境基準等		<p>選定した環境影響評価項目(細項目)について、環境基準、各種計画の目標等を記載すること。</p>

表2 - 1 事業計画に反映した環境配慮の内容(基本的な環境配慮事項)

1 周辺との調和	
1 - 1 周辺土地利用との調和	地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。
	事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。
1 - 2 変更区域の位置・規模・形状の適正化	土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定にあたって環境への影響の回避又は低減に努めること。
	事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。
2 循環	
2 - 1 資源循環	循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、残土の有効利用に努めること。
	建物・施設については、将来の解体における廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用等が容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。
2 - 2 水循環	雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。
	雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。
3 生活環境	
3 - 1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭	自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。
	公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。
	施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。
	施設の規模、配置及び構造の検討にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。
	工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。
3 - 2 地盤沈下	地下水位の低下や地盤の変形が生じないように配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。
3 - 3 土壌	土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。
3 - 4 日照障害、電波障害	建物・構造物の配置・形状の検討にあたっては、日照障害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。
3 - 5 都市景観	建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等で修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。
3 - 6 ヒートアイランド	人工排熱の低減、放熱の抑制、緑化の推進、水の活用に努めるとともに、施設供用時における効果的な取組についても検討すること。
	一体的なオープンスペースを確保するなど海風の誘導に配慮すること。また、市街地での適度な通風の確保のために、細やかな風通しへの配慮に努めること。
3 - 7 風害	事業計画地周辺の風環境特性を把握し、風害の発生を抑制する建物配置等について検討すること。
3 - 8 交通安全	事業から発生する自動車交通に起因する交通渋滞の防止を図るとともに、歩行者等の交通安全の確保に努めること。

#### 4 自然環境

4 - 1 地象、水象
土地の改变にあたっては、事業計画地及びその周辺における地形、地質、土質、河川の水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。
地下構造物の建設や地下水採取にあたっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。
4 - 2 動物、植物、生態系
土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の拠点となるべき自然環境の整備に配慮し、普及啓発活動にも努めること。
4 - 3 自然景観
人工物の位置、規模、形状等については、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。
4 - 4 自然とのふれあい活動の場
緑地空間、親水空間等を保全するなど、自然とのふれあい活動への影響の回避又は低減に努めること。

#### 5 歴史的・文化的環境

5 - 1 歴史的・文化的景観
建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等で修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。
5 - 2 文化財
土地の改变や建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に努めること。

#### 6 環境負荷

6 - 1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など再生可能エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。
地域やビルのエネルギー消費を一元的に管理すること等により、エネルギーの使用の合理化に努めること。
6 - 2 廃棄物、残土
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、残土の発生抑制に努めること。

表2 - 2 事業計画に反映した環境配慮の内容(基本的な環境配慮事項以外)

表2 - 1(基本的な環境配慮事項)に加えて、次の事項も含め、事業者として自主的に、環境配慮項目及び事項を設定することもできる。

#### 1 周辺との調和

1 - 1 周辺土地利用との調和
事業計画地の下流域及び周辺地域において、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。

#### 4 自然環境

4 - 2 動物、植物、生態系
土地利用や施設配置の検討にあたっては、動物、植物の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。また、動植物の重要な生息・生育地をやむを得ず改变する場合には、改变地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全に努めること。
緑地等の保全にあたっては、事業計画地周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、自然植生に配慮すること。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生息・生育環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。

表3 - 1 環境影響評価項目と環境影響要因(標準的なもの)

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由		
		施設の利用		建設工事		土地の改変				
細項目		施設 の存在	施設 の 利用	建設 工事	工事 関連 車両 の 走行	建設 機械 の 稼動	施設 の 供用	高層 建築 物 の 存在	施設 関連 車両 の 走行	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質									工事中の建設機械の稼動及び工事用車両・施設関連車両の走行、並びに熱源施設からの排気による影響が考えられるため。
地下水										土地の履歴調査の結果、汚染された地下水の存在が考えられる場合は選定する。上記以外にも、建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
土壌										土地の履歴調査の結果、汚染された土壌の存在が考えられる場合は選定する。上記以外にも、建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
騒音	L <sub>eq</sub> 等 L <sub>5</sub> 等									工事中の建設機械の稼動、施設の供用及び工事用車両・施設関連車両の走行による影響が考えられるため。
振動	L <sub>10</sub>									工事中の建設機械の稼動及び工事用車両・施設関連車両の走行による影響が考えられるため。
低周波音	G特性音圧 レベル等									施設の供用に伴う影響が考えられるため。
日照阻害										高層建築物の存在による影響が考えられるため。
電波障害										高層建築物の存在による影響が考えられるため。
廃棄物・残土	廃棄物 残土									工事に伴う廃棄物・残土等及び施設の供用に伴う廃棄物の発生が考えられるため。
地球環境										施設の稼動により温室効果ガスが排出されるため。
気象(風害を含む)										高層建築物の存在によるビル風の影響が考えられるため。
景観										高層建築物の存在により、眺望や景観上の特性が変化すると考えられるため。

表3 - 2 環境影響評価項目と環境影響要因(標準的なものの以外)

		判断根拠					
大気質							建設工事及び施設の利用により表3-1の細項目以外の大気汚染物質の影響が考えられる場合は選定する。
水質・底質							冷暖房に河川水等を利用し、温排水等の排出がある場合は選定する。上記以外にも、建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
地盤沈下							地下掘削に伴い、被圧帯水層の地下水を揚水する場合は選定する。上記以外にも、建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
悪臭							建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
地象							建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
水象							冷暖房に河川水等を利用し、温排水等の排出がある場合は選定する。上記以外にも、建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
動物							建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
植物							建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
生態系							建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
自然とのふれあい 活動の場							建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。
文化財							埋蔵文化財包蔵地に近接するなど、影響が考えられる場合は選定する。

表 4 調査方法（既存資料調査）

調査項目		調査方法
大気質	窒素酸化物、浮遊粒子状物質 風向・風速、日射量、雲量等	「大阪市環境白書」 大阪管区气象台及び大気汚染常時監視測定局 のデータ収集等
水質・底質	河川流量等	「大阪市環境白書」 大阪市内公共用水域水質測定結果 大阪府域河川等水質調査結果報告書等
地下水	地下水汚染	「大阪市環境白書」等
土壌	土壌汚染とその可能性の有無	「大阪市環境白書」 事業計画地及びその周辺の土地利用履歴等
騒音	測定結果、苦情件数、環境基準適合 状況等	「大阪市環境白書」等
振動	苦情件数等	「大阪市環境白書」等
低周波音	苦情件数等	「大阪府環境白書」等
地盤沈下	地盤沈下量	「大阪市環境白書」 大阪市内地盤沈下・地下水位観測結果報告書 水準測量成果表等
悪臭	-	-
日照障害	事業計画地周辺の土地利用、建物及 び地形の状況等	土地利用図、地形図等
電波障害	建物の分布状況等	土地利用図、地形図等
廃棄物・残土	廃棄物等の種類、量、再生利用等の 状況	「大阪市環境白書」等
地球環境	温室効果ガス及びオゾン層破壊物質 の排出量等	「大阪市環境白書」等
気象（風害を含む）	風向・風速等	大阪管区气象台等のデータ収集
地象	-	-
水象	-	-
動物	-	-
植物	-	-
生態系	-	-
景観	事業計画地の代表的な眺望地点にお ける景観の現況	写真撮影、現地踏査
自然とのふれあい 活動の場	-	-
文化財	事業計画地周辺の指定・登録文化財 及び埋蔵文化財包蔵地	「大阪市の文化財」等関係資料による把握

\* なお、調査項目で「-」となっている項目について選定する場合は、「環境影響評価技術指針 第2章」を参照すること。

表5 予測方法

予測項目[予測事項]	予測方法	対象範囲等	予測対象時期	
大気質	・大気汚染物質排出量 (NO <sub>2</sub> 、SPM)【年平均値等】 ・寄与濃度(NO <sub>2</sub> 、SPM) 【年平均値等】	大気拡散シミュレーション(ブルーム式、パフ式、JEA式)	事業の実施により大気中の汚染物質の濃度変化が予想される地域	建設工事最盛期 施設利用最大時
水質・底質	水温等[水温変化域]	熱拡散方程式等	事業計画地周辺	施設利用最大時
地下水	現地調査で汚染が確認された項目[対策後の状況等]	土壌汚染対策の効果からの推計等	事業計画地	建設工事中
土壌				
騒音	・道路交通騒音[L <sub>eq</sub> 等] ・建設作業騒音[L <sub>5</sub> 等] ・施設の稼働による騒音[L <sub>5</sub> 、L <sub>eq</sub> 等]	伝搬理論式、日本音響学会式等	・事業関連交通の主要な走行経路の沿道で住居等が近接する地点 ・事業計画地敷地境界 ・周辺の住居等で事業の影響が考えられる地点	建設工事最盛期 施設利用最大時
振動	・道路交通振動[L <sub>10</sub> ] ・建設作業振動[L <sub>10</sub> ]	距離減衰式、建設省土木研究所提案式等	・事業関連交通の主要な走行経路の沿道で住居等が近接する地点 ・事業計画地敷地境界	建設工事最盛期 施設利用最大時
低周波音	施設の稼働による低周波音[G特性音圧レベル等]	伝搬理論式	・事業計画地敷地境界 ・周辺の住居等で事業の影響が考えられる地点	施設利用最大時
地盤沈下	地盤沈下量	圧密沈下理論式	事業計画地周辺	建設工事中
悪臭	-	-	-	-
日照障害	日影範囲、日影時間	幾何光学的理論に基づく数値計算	事業実施により日影が生じることが予想される範囲	施設存在時
電波障害	テレビ電波の受信障害の状況[しゃへい障害及び反射障害等が及びる範囲等]	しゃへい・反射障害の理論式	事業実施により電波障害の発生が予想される範囲	施設存在時
廃棄物・残土	廃棄物の種類・量、残土の発生量	原単位法、類似例等による予測	事業計画地内からの発生	施設利用最大時
地球環境	温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出量	原単位法、類似例等による予測	事業計画地内からの発生	施設利用最大時
気象(風害を含む)	風向・風速、強風の出現頻度	風洞実験、あるいはその他の適切な方法	事業計画地周辺	施設存在時
地象	-	-	-	-
水象	流況等	数理モデル手法等	事業計画地周辺	施設利用最大時
動物	-	-	-	-
植物	-	-	-	-
生態系	-	-	-	-
景観	代表的な眺望地点における景観の変化	合成写真等による予測	事業計画地周辺	施設存在時
自然とのふれあい活動の場	-	-	-	-
文化財	指定・登録文化財及び埋蔵文化財に及ぼす影響	事業計画の内容及び土地の改変の状況等から推計する。(埋蔵文化財への影響が考えられる場合は必要に応じて試掘を行う。)	事業計画地及びその周辺	建設工事中

\* なお、調査項目で「-」となっている項目について選定する場合は、「環境影響評価技術指針 第2章」を参照すること。

方法書の記載事項及び記載の際の留意事項

事業者の氏名及び住所	* 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
対象事業の名称		
事業の種類	建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業	
事業の目的		
事業の内容及び規模	* 事業の概要、事業の規模を記載すること。 (規模が未定の場合は、想定される規模のうち最大となる場合を記載すること。)	
事業計画	事業実施の背景	
	対象事業の計画の策定の経緯	
	土地利用計画	
	施設計画	
	交通計画	
	工事計画	
	関連事業の状況	* 対象事業と目的や実施時期が同じで事業全体を円滑に実施するために対象事業と調整がなされ、一体不可分のものとして計画される事業を行う場合は、その内容について記載すること。
事業開始予定時期	* 工事時期、施設等の利用開始時期等を記載すること。	
事業の実施予定場所	* 実施場所を地図上でも示すこと。	
事業の実施予定場所の周囲の概況	* 実施予定場所が属する行政区及び事業が環境影響を及ぼすことが考えられる行政区の概況を記載すること。	
事業計画に反映した環境配慮の内容	* 検討した環境配慮事項が、表2-1のみの場合であって、環境配慮の内容が事業計画を勘案し妥当な場合は別添1を参考とすることができる。ただし、表2-1の事項を選定しなかった場合は、その理由を記載すること。 また、表2-1(基本的な環境配慮事項)以外に、表2-2の事項も含め、事業者として自主的に、環境配慮項目及び事項を設定した場合は、別添1を参考に、その事項及び配慮内容についても併せて記載すること。	
環境影響評価項目及び環境影響要因	* 環境影響評価項目及び環境影響要因が表3-1のみの場合であって、その選定理由が事業計画を勘案し妥当な場合は別添2を参考とすることができる。 * 表3-2の判断根拠に照らし必要な場合は、その項目及び要因の選定を行い、併せて選定の理由を記載すること。 * 標準的な環境影響評価項目及び環境影響要因を追加する場合はその理由を記載し、削除する場合はその理由及び根拠を記載すること。	
環境影響評価の実施を予定している区域	* 実施予定場所が属する行政区及び事業が環境影響を及ぼすことが考えられる行政区を記載すること。	
調査・予測・評価の手法	調査	* 「表4 調査方法」を参考に整理すること。 調査については、調査項目、調査地域、調査時期・頻度の他、既存資料調査の場合は資料名を、現地調査の場合は調査方法を記載し、併せて調査手法の選定理由も記載すること。なお、調査地域については可能な限り調査地点・範囲を示す図面を添付すること。
	予測	* 「表5 予測方法」を参考に整理すること。 予測については、予測項目、予測事項、予測方法、予測範囲、予測時期を記載し、併せて予測手法の選定理由も記載すること。
	評価	* 「環境影響評価技術指針 第2章」を参考に評価方法を整理すること。
対象事業の環境保全及び創造の考え方	* 次の項目以外にも事業にあたっての環境保全及び創造の考え方があれば、その内容についても記載すること。	
	工事計画	* 工事中における環境配慮(低公害型の建設機械の利用等)の考え方 * 工事用車両の走行ルートを選定、工事工程の調整等における環境配慮の考え方等を記載すること。
	交通計画	* 事業に伴い発生する自動車交通の発生抑制の考え方、委託も含め搬出入車両の低公害車等の導入の考え方及び、委託先への普及啓発等の考え方等を記載すること。
	緑化計画	* 事業計画に係る緑地に対する考え方(事業計画地における緑地の規模、緑地場所等を含む)等を記載すること。
	廃棄物に関する計画	* 施設の利用及び建設工事に伴う廃棄物の発生抑制、再生利用等についての考え方等を記載すること。
	環境保全計画	* 大気質、騒音、ヒートアイランド、地球環境等について、事業の実施にあたっての環境保全の考え方等を記載すること。
特定届出の種類	* 条例第15条第2項に規定する免許等又は特定届出が必要な場合は、その種類及び根拠となる法令を記載すること。	

## 事業計画に反映した環境配慮の内容（基本的な環境配慮事項）

## 1 周辺との調和

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
1 - 1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。		事業計画地は「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」に含まれていることから、地域整備方針に沿って河川水を利用した地域熱供給施設を導入し、温室効果ガスの排出抑制やヒートアイランドの防止に努める。
事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。		高層棟をできるだけ南側に配置し、周辺への日影の影響をできるだけ軽減する計画とする。 駐車場台数を必要最小限とするなど、周辺交通量の増加を誘引しない計画を検討する。 駐車場出入口箇所を必要最小限とするなど、歩行者の安全性確保のための対策を検討する。
1 - 2 変更区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定にあたって環境への影響の回避又は低減に努めること。		建物配置の工夫により、現存する広葉樹の一部を現位置で保全し、緑地帯として整備する計画とする。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。		掘削土量低減のため、既設の地下躯体を極力残し、必要最小限の掘削とする。また、掘削土を植栽マウンドに活用するなどの場内利用を推進し、搬出土量の抑制に努める。

## 2 循環

2 - 1 資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、残土の有効利用に努めること。		建設リサイクル法等の関係法令に基づき、再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化等について適切な措置を講じる。 掘削土の敷地内利用に努めるとともに、残土として搬出する際は、工事間流用の仕組みを積極的に活用し、他の工事現場の埋め戻し土として有効利用を図る。
建物・施設については、将来の解体における廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用等が容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。		再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、廃棄物の発生抑制に努める。
2 - 2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。		水の効率的利用を図るため、敷地内の雨水や厨房排水の一部を再利用する。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。		雨水排水管は浸透性のものを採用し、雨水の地下浸透を促進する。



### 3 生活環境

3 - 1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。		公共交通機関の利用者の利便性に配慮するため、最寄りの地下駅に直接通じる地下連絡通路の整備を検討する。
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。		開業後はホームページやチラシを通じて、来客者に公共交通機関の利用を呼びかけ、来客車両の抑制に努める。また、商品の共同仕入れにより、搬入車の台数削減に努める。
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。		商品仕入れ時の搬入車等に対して、低公害型車両の導入を促す。
施設の規模、配置及び構造の検討にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。		空調熱源については河川水を利用した地域熱供給施設を導入し、大気汚染物質の排出を抑制する。 厨房排気については脱臭装置を設置する。 屋外に設置する空調設備等については低騒音型機器を採用する。
工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。		低公害型機械・工法を採用し、環境影響の回避・低減を図る。 建築資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理などを行う計画とする。 低VOC塗料等を使用し、有害化学物質による環境影響の回避・低減に努める。
3 - 2 地盤沈下		
地下水位の低下や地盤の変形が生じないように配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。		山留壁の変形や欠損に伴う漏水を防止するため、高剛性高遮水性の山留壁を難透水層まで貫入させ、地下水を遮水する工法を採用する。
3 - 3 土壌		
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。		土地の履歴調査の結果、有害物質の使用履歴が確認されたことから、関係法令に基づいた調査を実施し、適切に対応する。なお、調査結果は環境影響評価準備書に記載する。
3 - 4 日照障害、電波障害		
建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。		建築物高層部をセットバックすることで、日照障害・電波障害の抑制に努める。
3 - 5 都市景観		
建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等で修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。		建築物高層部をセットバックし、分節化することで周辺への圧迫感を低減する。 建物の周囲に季節感を感じられる植栽を施し、快適な歩行者空間の創出に努める。

3 - 6 ヒートアイランド		
人工排熱の低減、放熱の抑制、緑化の推進、水の活用に努めるとともに、施設供用時における効果的な取組についても検討すること。		空調設備等に高効率機器を採用することにより、人工排熱の削減に努める。高反射塗料の利用や保水性舗装の整備により、放熱の抑制に努める。屋上緑化や壁面緑化などの緑化の推進に努める。路面散水や水面の設置など水の活用に努める。
一体的なオープンスペースを確保するなど海風の誘導に配慮すること。また、市街地での適度な通風の確保のために、細やかな風通しへの配慮に努めること。		建物の外壁面を現状よりも後退させることによりオープンスペースを確保し、緑化に努める。木陰の創出など風通しを体感できる街路樹の整備に努める。
3 - 7 風害		
事業計画地周辺の風環境特性を把握し、風害の発生を抑制する建物配置等について検討すること。		建物の配置及び形状を工夫することにより、風害の発生を抑制する。そのうえで、さらなる対策が必要な箇所には、防風植栽(高木常緑樹)を配置して、風環境の緩和を図る。
3 - 8 交通安全		
事業から発生する自動車交通に起因する交通渋滞の防止を図るとともに、歩行者等の交通安全の確保に努めること。		駅と計画地の地下をバリアフリー動線によって結ぶことで歩行者の安全を確保する。駐車場の出入口を必要最小限とし、交通誘導員による適切な誘導を実施すること等により、歩行者の安全性の確保に努める。

#### 4 自然環境

4 - 1 地象、水象		
土地の改変にあたっては、事業計画地及びその周辺における地形、地質、土質、河川の水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。		地形、地質及び土地の安定性に影響を与えることのないよう、必要最小限の掘削とする。
地下構造物の建設や地下水採取にあたっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。		既存建物の基礎躯体をできる限り残し、地下工事の範囲低減に努める。 遮水性の高い山留壁を難透水層まで打設し、地下水脈に影響を与えるような大規模な地下水の汲上げを行わない計画とする。
4 - 2 動物、植物、生態系		
土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の拠点となるべき自然環境の整備に配慮し、普及啓発活動にも努めること。		ビオトープや緑地等の整備を行うと共に、地元地域と連携して自然に親しめる場としての活用に努める。
4 - 3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。		建物の高さや外壁の色調などに配慮し、周辺との調和を図る。また積極的に計画地内の緑化を行い、潤いのある景観の形成に努める。
4 - 4 自然とのふれあい活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、自然とのふれあい活動への影響の回避又は低減に努めること。		現況では周辺に緑地は存在しないが、計画地内の緑化を行い、高木を配置し木陰を創出するなど、自然を感じることが出来る空間の形成に努める。

## 5 歴史的・文化的環境

5 - 1 歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等で修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。		地域の歴史的・文化的景観との調和を図るとともに、自然景観に映える温かみのある色使いを心がける。
5 - 2 文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に努めること。		工事に先立ち、大阪市教育委員会と協議し、適切に対処する。

## 6 環境負荷

6 - 1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など再生可能エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。		省エネルギー機器や高効率機器の導入に努めると共に、外気冷房や太陽光発電などの自然エネルギーの利用に努める。
地域やビルのエネルギー消費を一元的に管理すること等により、エネルギーの使用の合理化に努めること。		ビルエネルギー管理システム（BEMS）を導入し、エネルギー使用量や運転状況を一元的に管理し、温室効果ガスの削減に努める。
6 - 2 廃棄物、残土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、残土の発生抑制に努めること。		商品等の輸送には共通の通い函を活用し、梱包材のごみ発生量を抑制する。 施設から発生する生ごみからのエネルギー回収の導入を検討する。 掘削土量低減のため、既設の地下躯体を極力残し、必要最小限の掘削とする。 また、残土については、埋戻しや植栽マウンドなど、可能な限り場内で利用する事とする。

環境影響評価項目と環境影響要因の関係

環境影響評価項目		環境影響要因						選定する理由・選定しない理由
		施設の存在	施設の利用		建設工事			
細項目		高層建築物の存在	施設関連車両の走行	施設の供用	建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の改変	
大気質	二酸化窒素						工事中の建設機械の稼働及び工用車両・施設関連車両の走行、並びに熱源施設からの排気による影響が考えられるため。	
	二酸化硫黄						熱源施設では都市ガスを、建設機械等については硫黄分の少ない軽油を燃料として用いることとしており、二酸化硫黄の排出が非常に少ないと考えられるため。	
	浮遊粒子状物質						工事中の建設機械の稼働及び工用車両・施設関連車両の走行、並びに熱源施設からの排気による影響が考えられるため。	
水質・底質							公共用水域へ排水を放流する施設・行為はないため。	
地下水							土地の履歴調査の結果、汚染された地下水の存在が考えられる場合は選定する。上記以外にも、建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。	
土壌							土地の履歴調査の結果、汚染された土壌の存在が考えられる場合は選定する。上記以外にも、建設工事及び施設の利用により影響が考えられる場合は選定する。	
騒音	L <sub>eq</sub> 等						工事中の建設機械の稼働、施設の供用及び工用車両・施設関連車両の走行による影響が考えられるため。	
	L <sub>5</sub> 等							
振動	L <sub>10</sub>						工事中の建設機械の稼働及び工用車両・施設関連車両の走行による影響が考えられるため。	
低周波音	C特性音圧レベル等						施設の供用に伴う影響が考えられるため。	
地盤沈下							工事中に被圧帯水層の地下水を揚水する行為や供用後に地下水を利用する施設・行為はないため。	
悪臭							悪臭を発生させる施設・行為はないため。	
日照阻害							高層建築物の存在による影響が考えられるため。	
電波障害							高層建築物の存在による影響が考えられるため。	
廃棄物・残土	廃棄物						工事に伴う廃棄物・残土等及び施設の供用に伴う廃棄物の発生が考えられるため。	
	残土							
地球環境							施設の供用により温室効果ガスが排出されるため。	
気象（風害を含む）							高層建築物の存在によるビル風の影響が考えられるため。	
地象							事業計画地周辺において地形・地質の状況に著しい変化はないと考えられるため。	
水象							河川の改変はなく、排水は公共用水域へ放流しないため。	
動物							事業計画地は都心の市街地であり、動物の生息・生育場所を改変しないため。	
植物							事業計画地は都心の市街地であり、植物の生育場所を改変しないため。	
生態系							事業計画地は都心の市街地であり、動物・植物の生息・生育場所を改変しないため。	
景観							高層建築物の存在により、眺望や景観上の特性が変化すると考えられるため。	
自然とのふれあい活動の場							事業の実施に伴う周辺のレクリエーション施設等の消滅・改変はないため。	
文化財							事業計画地及びその周辺に指定・登録文化財又は埋蔵文化財包蔵地はないため。	

〔参考 - 8〕 環境影響評価図書等の提出様式

環境影響評価図書等の提出様式は、次の例を参考とすること。

環境影響評価方法書提出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所

〔 法人にあってはその  
主たる事務所の所在地 〕

氏名印

〔 法人にあってはその  
名称及び代表者の氏名印 〕

大阪市環境影響評価条例第7条第2項の規定により、次の対象事業について、別添のとおり環境影響評価方法書を提出します。

対象事業の名称		
提出者の	担当する	
	組織の名称	
連絡先	担当者の氏名	
	電話番号	
整理番号		
受理年月日		

注 印の欄については、記入しないでください。

環境影響評価準備書提出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所

〔 法人にあってはその  
主たる事務所の所在地 〕

氏名印

〔 法人にあってはその  
名称及び代表者の氏名印 〕

大阪市環境影響評価条例第13条第2項の規定により、次の対象事業について、別添のとおり環境影響評価準備書を提出します。

対象事業の名称		
提出者の 連絡先	担当する 組織の名称	
	担当者の氏名	
	電話番号	
整理番号		
受理年月日		

注 印の欄については、記入しないでください。

説明会開催結果報告書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所  
( 法人にあってはその  
主たる事務所の所在地 )  
氏名印  
( 法人にあってはその  
名称及び代表者の氏名印 )

大阪市環境影響評価条例第16条第3項の規定により、次のとおり説明会の開催結果を報告します。

対象事業の名称						
説明会の	開催	日	平成 年 月 日 ( )	平成 年 月 日 ( )		
		時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分		
開催状況	会場	名称				
		所在地				
	出席者数					
説明会参加者の陳述要旨						
提出者の 連絡先	担当する 組織の名称					
	担当者の氏名					
	電話番号					
整理番号						
受理年月日						

注1 説明会参加者の陳述要旨欄に書き込めない事項は、別紙に記載し、添付してください。

注2 印の欄については、記入しないでください。

環境影響評価書提出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所

( 法人にあってはその  
主たる事務所の所在地 )

氏名印

( 法人にあってはその  
名称及び代表者の氏名印 )

大阪市環境影響評価条例第21条第2項の規定により、次の対象事業について、別添のとおり環境影響評価書を提出します。

対象事業の名称		
提出者の 連絡先	担当する 組織の名称	
	担当者の氏名	
	電話番号	
整理番号		
受理年月日		

注 印の欄については、記入しないでください。



事後調査計画書提出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所  
〔 法人にあってはその  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名印  
〔 法人にあってはその  
名称及び代表者の氏名印 〕

大阪市環境影響評価条例第25条第2項の規定により、次の対象事業について、別添のとおり事後調査計画書を提出します。

対象事業の名称		
提出者の 連絡先	担当する 組織の名称	
	担当者の氏名	
	電話番号	
整理番号		
受理年月日		

注 印の欄については、記入しないでください。

事後調査報告書提出書

平成 年 月 日

大阪市長 様

届出者 住所  
〔 法人にあってはその  
主たる事務所の所在地 〕  
氏名印  
〔 法人にあってはその  
名称及び代表者の氏名印 〕

大阪市環境影響評価条例第28条第3項の規定により、次の対象事業について、別添のとおり事後調査報告書を提出します。

対象事業の名称		
提出者の 連絡先	担当する 組織の名称	
	担当者の氏名	
	電話番号	
整理番号		
受理年月日		

注 印の欄については、記入しないでください。